

4) 緑の啓発に係る施策の方針

緑の啓発に係る施策の方針については、平成8年4月策定時との変更点はない。

施 策	方 鈎
-----	-----

- 緑化推進団体の育成 ——— • 公的な緑化推進団体の育成を図るとともに、公園愛護会、街路樹愛護会、かまくらの森愛護会、緑化モデル推進団体等の民間の緑化推進団体の育成に努める。
• 緑の学校の継続・拡大を図り、地域緑化指導者の育成に努める。
• 緑のレンジャーを育て、森林パトロールを実施する。
- 緑の知識の普及 ——— • 緑の学校の充実を図るほか、生垣講習会、剪定講習会等の各種講習会を開催する。
• 緑の相談所を整備し、樹木相談に幅広く対応する。
• 小・中学校での環境教育を実施する。
- 緑化意識の高揚 ——— • 記念樹の配布、かまくらの緑50選の指定、緑化キャンペーン事業の充実等を行う。
• イベント事業としての環境フェアを開催する。
• 緑の顕彰制度の制定を行う。
• 緑のパンフレット等の配布を行う。
- 地球環境保全への 参加 ——— • 鎌倉市民が地球環境の保全に直接参加できるよう、国際的な自然保護機関の活動を支援するためのしくみを整える。